

小山工業高等専門学校留学生室規程

制 定 平成29年12月13日

(趣旨)

第1条 この規程は、小山工業高等専門学校（以下「本校」という。）国際交流センター規則第7条第2項の規定に基づき、本校留学生室（以下「留学生室」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 留学生室は、留学生（短期留学生（単位認定を伴わない6月未満のものを除く。））及び学生の国際交流、留学、海外語学研修に関する業務を行うことを目的とする。

(留学生室の業務)

第3条 留学生室においては、次に掲げる業務を行う。

- 一 留学生（短期留学生を除く。）及び学生の国際交流
- 二 留学、海外語学研修に関する業務
- 三 その他国際交流に関し必要な業務

(組織)

第4条 留学生室に、室長、副室長及び室員を置く。

- 2 室長は、副センター長のうちから、校長が指名する者をもって充て、副室長は室員のうちから、室長が指名した者とする。
- 3 室員は、本校の専任教員のうちから、校長が指名する。
- 4 室長は、留学生室の業務を掌理し、副室長は室長の職務を助け、室長に事故あるときは、副室長がその職務を代行する。
- 5 室員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 留学生室の円滑な運営のため、留学生室会議（以下「会議」という。）を置く。

- 2 会議は、室長が招集し、その議長となる。
- 3 室長が必要と認めたときは、留学生室員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

第6条 留学生室に関する事務は、学生課において処理する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。